

8月7日  
東地申 17号

## 2020年度ダイヤ改正検証についての申し入れ

### 【松戸車両センター】を行う!

ダイヤ改正から5カ月が経過し、職場では安全・安定輸送を心掛け奮闘をしています。今ダイヤ改正においても乗務員勤務制度の見直しによる「多様な働き方の実現」「効率性の更なる追求」を基に行われています東京地本は、組合員が安全・健康・ゆとりを確保したうえで、働きがいを実感できるダイヤ改正としていくために、設備面を含めた作業環境の実現を求め各分会において検証運動を展開してきました。

「新型コロナウイルス」の感染拡大に伴い、多くの線区で利用者が減少している最中でのダイヤ改正となりましたが、私たちはエッセンシャルワーカーとして安全の確保を第一に公共交通機関としての社会的責務を果たしています。しかし、乗務員勤務制度の見直しにより、効率性が追求された乗務員の業務量は変わるものではなく、むしろ安全やサービス品質の低下に対する精神的負担も高まっている中で業務をしていると言っても過言ではありません。

ダイヤ改正の検証を通じて、次期ダイヤ改正では各系統や各線区で抱えている課題を解消することで、鉄道の安全と組合員の健康・働きがいを実現するために東京支社に対し以下の申し入れを行いました。

#### 【常磐快速線】

1. 81・83・85運用について、日中帯に松戸本区および我孫子派出所に入区しないため、輸送混乱時に仕業検査切れが発生することが危惧され、また、期日の限られた点検・調査・修繕が行えないことから、基本編成の81運用で我孫子派出所に入区するように変更すること。

#### 【常磐緩行線】

1. 平日・休日の渡りの運用が作成しづらいため、平日・休日ダイヤの運用順序を揃えること。具体的には、休日の運用順序9番目を09K、13番目を11Kに変更すること。